

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

マイナンバーを記載すべき税務関係書類について

Q 税務署に提出すべき申告書や各種の申請書、給与や報酬の受取人に発行する法定調書など、様々な書類がありますが、マイナンバーを記載すべき対象やその時期を教えてください。

解説

マイナンバーを記載すべき書類と時期をまとめると、下記の1となります。

1. マイナンバーの記載が必要となる書類と時期

	記載対象	一般的な場合の提出期限
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続等に係る申告書	(平成28年1月1日の相続の場合) 平成28年11月1日まで
法定調書 (※①)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払い等に係る法定調書	(平成28年分の場合) 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 (※②)	平成28年1月1日以降に提出する申請書等	各税法に規定する提出時期

※①法定調書の対象となる金銭の支払いを受ける方等の番号も記載する必要があります。

※②一部の申請書や届出書については、マイナンバーの記載は不要になりました。

2. 本人確認書類の提示又は写しの添付

申告手続きなどには、**本人確認書類提示又は写しの添付**が必要です。本人確認書類とはマイナンバーカードをお持ちの方はそのカード、お持ちでない方は**①通知カードなどの番号確認書類及び②運転免許証などの身元確認書類**をいいます。

要するに…

マイナンバーの運用については、**今回の年末調整からスタート**する方も多いかと思いますが、本人に渡す源泉徴収票にはマイナンバーの記載は不要です。このあたりの取り扱いは、国税庁のホームページに詳しく記載されていますので、参考にしてください。